

V B I L L 情報の配信機能の実装及び B I L L 請求先欄の追加

平成27年5月15日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

1. 検討事項概要

区 分	概 要
1. 個別検討事項	① B I L L（上屋蔵置料金請求書）情報の配信機能の実装。 ② B I L L（上屋蔵置料金請求書）請求先欄の追加。
2. 現行仕様	① 「搬出確認登録（一般）（O U T）」業務に B I L L 情報の配信機能はない。 ② 「搬出確認登録（一般）（O U T）」業務の際、システムにより輸入申告が行われている場合で、輸入貨物情報 D B に登録されている申告者を補完する場合は「代理店」欄に「F」を入力する。
3. 見直しの経緯 （利用者の要望等）	① 航空貨物代理店から B I L L 情報を E D I で受信したいという要望があるが、ニーズが多様であるため個社対個社での対応が難しい。各代理店が利用参加しているプラットフォーム・N A C C S で B I L L 情報配信機能が実装してほしい。 ② 申告者と保税蔵置場の利用料金請求先の利用者コードが同じであれば O U T 業務の際「F」を入力すればよいが、複数の蔵置料金請求先を持つ通関業についてはいずれかのコードを入力しなければならず、また、コードを誤入力すると請求間違いが発生してしまう。
4. 次期仕様	① O U T 業務は出力情報が多く、配信機能を装備するとシステム負荷が大きくなるため、<u>対応しないこととする。</u> ② 「輸入申告事項登録（I D A）」業務等（※ 1）の共通部に「蔵置料金請求先」を新規項目追加する。 → 「輸出入申告に係る項目の見直し< 2 >」において提案。 O U T 業務の際、現行仕様に加えて、システムによる輸入申告で「蔵置料金請求先」が入力されていた場合においても「代理店」欄に「F」を入力すると補完される仕様とする。 詳細は次の頁以降を参照。 （※ 1）対象業務 「輸入申告事項登録（I D A）」業務 「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（S W A）」業務 「輸入申告変更事項登録（I D A 0 1）」業務 「輸入マニフェスト通関申告（M I C）」業務 「輸入マニフェスト通関申告変更（M I E）」業務

2. 現行NACCSにおける「搬出確認登録（一般）（OUT）」業務の仕様

現行

「搬出確認登録（一般）（OUT）」業務の際、申告者と蔵置料金請求先が一致する場合は「代理店」欄に「F」を入力して輸入貨物情報DBに登録されている申告者から代理店を補完する仕様である。

一致しない場合は「代理店」欄に、あらかじめ指示された蔵置料金請求先の利用者コードを任意入力しているが、それによって蔵置料金請求先の入力に時間を要し、また誤入力が発生することがある。

OUT 搬出確認登録（一般）

ファイル(F) 表示(V)

搬出年月日 * 9999/99/99 取消表示 ☐ 集荷業者 ☐ 他所蔵置場所 ☐

AWB番号 差日数	代理店	時間外	搬出時刻	支払	アディショナルチャージ
01 XXX-XXXXXXX	F	☐	☐	☐	☐
02 XXX-XXXXXXX	XXXXX	☐	☐	☐	☐
03 -		☐	:-	☐	
04 -		☐	:-	☐	
05 -		☐	:-	☐	

申告者と蔵置料金請求先が一致する場合は、Fを入力。

申告者と蔵置料金請求先が一致しない場合は、蔵置料金請求先の利用者コードを入力。

3. 次期NACCSにおける対応

次期（第6次）NACCSにおける対応

ü 「輸入申告事項登録（IDA）」業務等（※1）の共通部に「蔵置料金請求先」を新規項目追加する。

記事（税関）			
記事（通関）			
記事（荷主）			
荷主セクションコード		荷主Ref No.	
社内整理番号		蔵置料金請求先	

入力画面の最下段へ追加する（航空のみ）。

（※1）対象業務 「輸入申告事項登録（IDA）」業務
「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務
「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務
「輸入マニフェスト通関申告（MIC）」業務
「輸入マニフェスト通関申告変更（MIE）」業務

ü 「輸入申告事項登録（IDA）」業務等の実施時に「蔵置料金請求先」を入力し、「搬出確認登録（一般）（OUT）」業務実施時に「代理店」欄に「F」を入力することで「蔵置料金請求先」が補完される仕様とする。

通関業

- ・申告者と蔵置料金請求先が異なる場合 → IDA業務等時に「蔵置料金請求先」欄を入力。
- ・申告者と蔵置料金請求先が同一の場合 → 入力不要。

OUT業務実施者

- ・OUT業務時は「代理店」欄に「F」を入力すると、「蔵置料金請求先」に入力された利用者コードが補完される。
- ・IDA業務等時に「蔵置料金請求先」欄が入力されていない場合は、現行同様に申告者コードが補完される。
- ・現行同様「代理店」欄に蔵置料金請求先の利用者コードを任意入力することも可能。